

山梨方言から見た信州方言

— 禁止表現を中心として —

秋 山 洋 一

AKIYAMA Yoichi

はじめに

信州方言と山梨方言（以下、甲州方言とも）は同じ言語ファミリー（ナヤシ方言）に属することから、文法や表現法の面では類似する要素が多い。表題は提示された総合テーマであるが、講演で取り上げた話題の中から両方言の共通的特徴である禁止表現に絞って、それを副題とした。

禁止表現の中でも信州方言独特の「ナナ～ト」系の形式、及び、それと同じ系譜に属するとされる山梨方言独特の「～チョ」形式を取り上げ、若干の歴史的観点を加味しながら、分布や使用状況などについて概観する。

なお、本論では煩雑を厭わず、できるだけ地域資料を活用することを心掛けた。

1. 信州方言と山梨方言の区画

甲信地方の方言は、区画上からは一般に東海東山方言の中の長野・山梨・静岡方言（ナヤシ方言）に属する（東條操[1954]など）。

信州方言の区画については『長野県史 方言編』（馬瀬良雄[1992]。以下『県史』とも）に拠った（図1参照）。ただ、地理的区分上の名称（中信・南信など）と区別するために、方言区画は「～方言域」、また、地理的区分の方は「～地方」という場合がある。地理的区分は『長野県方言辞典』（特別版。以下、『長方辞』とも）を参考にした。

山梨方言の区画については稲垣正幸・清水茂夫(1983)に拠った（図2参照）。地域名称としては「^{くになか}国中地方」及び「^{ぐんない}郡内地方」を使う場合がある。前者は甲府盆地を中心とした中西部地方の通称で、山梨県西部方言域に該当する。また、後者は南北都留郡の通称で、山梨県東部方言域に該当する。平成の大合併による行政区画の名称や包摂関係等の変更はあるが、方言区画に

影響するものではない。なお、行政区画の最新情報は山梨県のホームページなどでも確認することができる。

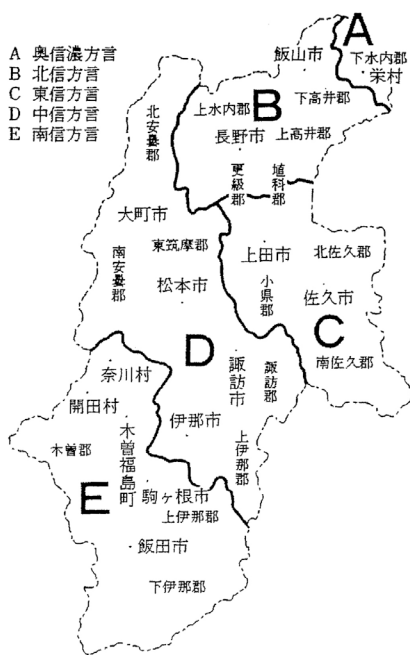


図 1 長野県方言区画図
 (『長野県史 方言編』による)



図 2 山梨県方言区画図 (『講座方言学 6
 -中部地方の方言-』に基づく)

2. 禁止表現から見た信州方言と山梨方言

信州の禁止表現の代表的な語形である「ナナ～ト」とその類語が最早死語に近い状況だとされる一方で、山梨では「～チョ」という形式が現在でも日常語として頻用されている。語形は全く異なりながら、系統を同じくすると言われる両語形であるが故に、どこがどのように繋がっているのかいないのか、古くから関心が寄せられてきたところである。この機会を利用して、講演では触れられなかったことやその後調べたものなどを加えて、おおまかではあるが、実際の使用状況や分析等の検討状況などを整理してみたいと考える。

2-1. 信州方言の禁止表現の分布と使用状況

まず、『長野県史 方言編』を軸にし、関連文献の情報を補足する形で、信州方言の禁止表現の使用状況（各種形式や分布）について概観する。

図 3 は『県史』所収の禁止表現の分布地図からの引用であるが、使用語形はおおよそ 5 種 (① ナナ～ト系、② ナナ～ナ系、③ ナナ～シロ系、④ ナナ系、⑤ チョ系) に分類できそうである。

①～④は「ナナ」を伴う形式、⑤はそれ以外の形式で、信州の禁止表現は前者が中心の分布となっていることが分る。以下、各分類内での諸語形とその分布状況などのおおよそについて順を追って記述する。

① [ナナ～ト]系：語形は「ナナシト、ナナヤット、ナナシット」で、「ナナ+禁止の終助助詞（ト）」の形をとる。分布地域は北信地方南部（長野市周辺）から東信地方西部（上田市周辺）にかけて集中している。『県史』の北信地方の解説には「ナナシルト（ナナヤルト）」「ナナヨムト（読むな）」など、動詞が終止・連体形になる例も載る。「ナナシット」（北信）の「ツ」は意思「ズ」の変化形だとする。

南信地方北部（諏訪地方）には地図上にこの「ナナ～ト」形式（白ぬき楕円形記号）が見られないが、岩波泰明(1978)や牛山初男(1982)などには記載があるので、過去に使用されていた実績はありそうである。

また、助詞「ヨ」を付加した「ナナ～トヨ」の形もあったようで、下水内では青木千代吉(1976)に「ナナ行ットヨ（行くなよ）」が、また、『信州佐久方言集成』にも「ナナ来トヨ（来るな）」が見られる。北條忠雄(1937)にも「ナナ～トヨ」形の事例紹介があり、この「トヨ」が変化して「チョ」になったとされる^(注1)。特に、山梨方言の禁止表現「～チョ」との関連で、この第①類は山梨県（以下「甲州」とも）側から見ると、その動態が非常に注目されるところである。

その他、助詞「ヤレ」が付いた「ナナカマットヤレ（構ひなざるなよ）」も見られる（『信州上田附近方言集』）。

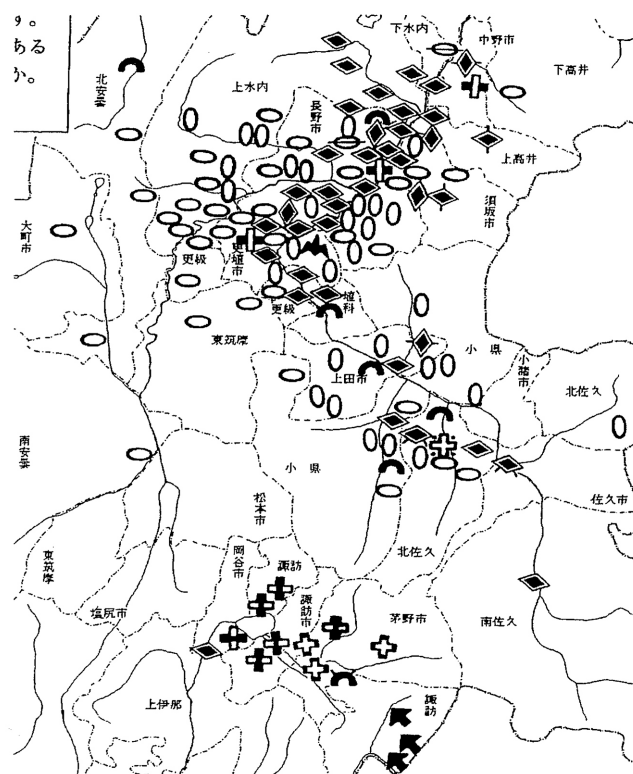


図3 信州方言の禁止表現の分布図（『長野県史 方言編』による）

- ② [ナナ～ナ] 系：語形は「ナナヤッテクレルナ、ナナヤルナ、ナナシテクレルナ、ナナヨセ」などで、「ナナ+否定命令」の形をとる。分布は「ナナ～ト」系にほぼ重なるが、長野市の北側以外は、①の分布の方が広く、②を囲うような形になっている。

この地図にはない証言として、『県史』には南信（諏訪地方）の「ナナシチョ」も載る。これは①と⑤の混交形（「ナナシト」＋「シチョ」）かとされる^(注2)。「ナナ+否定命令」形（「ナナヤルナ」「ナナオヨシ」「ナナスルナ」など）は「ナナ」の打消しの意の薄れによって、意味の補強のために現れた比較的新しい形式だとし(p556)、また、中野市（北信）の「ナナシルト・ナナエクト」など「ナナ+終止・連体形+ト」はその過度的形式だとする(p169)^(注3)。「ト」よりは「ナ」の方が分かりやすかったのかもしれない。一茶の俳句に「なな掃くな」が出てくる（注6参照）ので、江戸末期には存在した形式と言える。

- ③ [ナナ～シロ] 系：語形はナナシロ、ナナオヤリ、ナナオシ、ナナオカマイナンショ、ナナシテ（夕）」で、「ナナ+肯定命令」の形をとる。「ナナ」に重心を置いた禁止表現である。分布地域は南信地方北部（諏訪市周辺）に集中している。

また、この形式も意外に古くから存在するようで、例えば、牛山初男(1982)引用の一茶の『方言雑集』（1820年代か？）や上原邦一(1976)所収の『信濃佐久方言尽 知世保久礼』（夏炉庵 兀 雨。天保頃か？）、大橋敦夫(2015)掲載の北安曇郡白馬村の方言記録（明治5年）にいずれも「ナナヤレ」の用例が見える。なお、馬瀬良雄(1984)掲載の言語地図（図7「ナナシト」）(p676)によると、大町市や白馬村周辺では既にこの形式が見られなくなっている。

- ④ [ナナ] 系：語形は「ナナ、ナナナナ」で、動詞などの述部は削ぎ落とし、「ナナ」だけで実現されている語形。分布地域は上田市周辺に点在している。なお、「ナナソンナコト」はここに分類してもいいかもしれない。更には、「ナナヨ」「ナナサ」（北信地方）や「ナナヨー」（中信地方）など後ろに助詞「ヨ（一）」「サ」が付いた事例もある（『県史』）。その他の諸文献にも散見されるが、ここでは省略する。共通語では「ダメ！」「ダメ（ダ）ヨ！」「イケナイ（ヨ）！」などに相当しようか。

信州の禁止表現は一部を除き、伝統的な表現文化として、この「ナナ」という語に重心をおく方向で継承されてきたことの証しとも言える形式である。

- ⑤ [チョ] 系：「ナナ」を伴わずに、禁止の助詞「チョ」だけで実現されている点で、信州では異例とも言える形式である。この「チョ」もまた「ナ～ソ」の系統の言葉と考えられている（『県史』p556など）。分布地域は専ら甲州との隣接地域（諏訪郡富士見町周辺）に限られるが、更に県境を越えて山梨県西部方言域（^{くになか} 国中 地方）での広い分布に連続している（図4参照）。甲州側から見ると、信州側にはみ出しているように見える。

以上が諸語形とその分布の概観であるが、木曾谷と伊那谷については、昭和初期の記録（佐

伯隆治[1936])には「ナナ」の項に「木曾谷を除く全信州」との括弧書きがある。馬瀬良雄(1971)では南信の下伊那郡上久堅村(現飯田市)に「ナナショセンナ(するな)」(②「ナナ～ナ」系)が辛うじて見えるだけで、馬瀬良雄(1980)でも諏訪地方より南(辰野・箕輪・高遠以南)には全く見られないし、また、南信地区の古方言集『長野県下伊那郡方言調査書』や各市町村誌等の報告なども同様であるから、伊那谷には「ナナ～」形式は一部に伝播はしたものの、広く定着するまでには至らなかったようである(注4)

次に、位相や語感についてであるが、「ナナ～ト」は「優しい言い方」「軟らかい禁止」の表現となり、強く言う時は「～ナ」(シンナなど)を使う(『県史』p170。北信)。使用年代では高年層のごく一部の者が用いるに過ぎない、それも女性に多い、ともある(同p301。東信)。岩波泰明(1978)には諏訪地区の「ななおよし」(ナナ+否定命令形)や「ななおやり」「ななおし」(ナナ+肯定命令形)が載っていて、何れにも婦人語というコメントがある。大町でも馬瀬良雄(1984)に同種の記述がある。つまり、「柔らかい・優しい」言い方で「婦人語」、これが信州の「ナナ～」形式の位相上の基本的な特徴と見られる。

『方言文法全国地図』(以下『GAJ』とも)第5巻では禁止表現「行くな」を発話態度により、表現形式を「やさしい」言い方と「きびしい」言い方とに分けている。長野県の「ナナ～」形式は「やさしい」方の地図(221図)にのみ「ナナイ(エ)ット」(長野県北部)が2地点観察されるが、「きつい」方(223図)には見られない。

ただ、地域や場面によっては逆に「強い調子」という捉え方もある。例えば、青木千代吉(1948)には「せき込んだ時、強い調子で禁止を表わす時など云々」とか、東信地方の『信州佐久方言集成』には、特に佐久に根強く使用され、「強い調子の禁止を表わすときに使われ云々」などがある。これらの地域資料によって、語形と表現価値との関連についても県内での地域差が見えてきそうで大変興味深い(注5)。

最後に、信州の「ナナ～」形式の系譜については『県史』(pp169-170)に古典語の「な～そ」の文法的意味を現代に伝えるものであるとして、経過等に関する詳細な説明があるが、その中に江戸末期の信州の俳人一茶(1763-1828)の俳句から「な^{よび}呼^そ」と共に「なな^{はく}掃^な」の形式の紹介がある(注6)。また、『方言雑集』(1820年代か?)に「なな」や「ななやれ」の語形が見られるという(牛山初男[1982])。俳句の世界ではあるが、17C末期～18C初頭に活動した一茶は、専ら「ナナ～ソ」「ナナ+ナ(否定命令)」「ナナ+肯定命令」「ナナ」といった「ナナ～」形式のバリエーションを使用していたことが分る。ただ、江戸以前からも甲信間の人的移動はあったわけであるが、この「ナナ～」形式は甲州側では定着しなかったようである。

2-2. 「ナナ～」を伴わない禁止表現について

前述のように、信州の「ナナ～」形式は静岡県「～ソ」や山梨県「～チョ」とともに、

系譜を同じくする禁止表現として、今日ナヤシ方言の特色の一つとされているが、「ナナ」を使う信州と、「ナナ」を使わないで、「ソ」「チョ」だけの静岡・山梨とで大きく分かれる。

信州の「ナナ～」形式は古典の「ナ～ソ」形式と表現価値（優しさ）を、若干形を変えながらも現代まで引き継いできた点では貴重な存在と言える。しかし、残念なことは、この伝統的な形式が過去のものになりつつあることである（注7）。前述のごとく、『GAJ』第5巻にはかろうじて北部2地点の記載（「ナナ～」形式）があるだけである。

一方、「ソ」の変化形とされる（注12参照）山梨県の「チョ」は国中地方（山梨県西部方言域）を中心にして、活発に使われている（図4参照）。『GAJ』第5巻には「イッチョ」（行っちょ）が「優しい」言い方にも「きつい」言い方にも両方に出ている。ただ、「行ッチョ」より助詞「シ」を付けた「行ッチョシ」の方がソフト（やや丁寧）なので、後者は昔から女性が良く使用する言葉とされている（注14参照）。なお、「～チョシ」形でも場面や相手によっては「きつい」言い方になる場合もある。

また、静岡県には「ナナ～」形式は見られないが、周知のように、大井川上流の井川方言とその隣接地域に「～ソ」形式があつて、中條修(1983)では『な…そ』という古い禁止法の名残りで見られる。」としている。また、共通語の「ナ」と同じだとあるので、特に丁寧差とか位相差はないものと見られる（注8）。

ところで、この「～ソ」形式は信州や甲州では現在では使われていないが、一茶の俳句の中に「なな～そ」が出てくる（注6参照）ので、江戸末期の信州では「～ソ」が口頭語としても使用されていた可能性も捨てきれないように思われる。因みに、諏訪郡県境（富士見町）での聞き取り調査では、昔の老人が「～ソ」を使っていたとの証言を聞くことがある。例えば、富士見町^{おっこと}乙事の古老の話では、子供の頃祖母（明治6年生）が「イッソ（行くな。言うな）」を使っていたという。「イッソ」以外は記憶にないというから、既に語彙的になっていたようであるが、化石的にも「～ソ」形式が使われていたことが分る。これは、かつての「～ソ」禁止形の残存なのか、「ナナ～ソ」の「ナナ」の省略形なのかどうか、引き続き注意を払っていきたい（注9）。

更に、信州の「南佐久郡方言集(二)」には「ヤツォー」（遣ってはいけない）が見られる。この「ツォー」は[tso:]の反映であろうが、「～ト」からの変化形か、あるいは「ゴツォー（ご馳走）」や「オトツァン（お父さん）」など促音に続く「～ソ」が破擦音化する傾向がある地域なので、その可能性も考えられる。この1例からでは俄かには断じがたいが、何れにしても、これは諏訪地方の「～チョ」形式（第⑤類）とともに「ナナ」を伴わない禁止表現の一つと見ることができる。

その他、「～ト（ド）」や「～トヨ」の言い方があればと思うが、なかなか見付からない。ただ、北信では「行カット」という未然形接続の「～ット」形式が古く行われていたという報告

がある。例えば、足立惣蔵(1978)には「なな〜ツと」の項で、北信（下高井岳北とある）の事例として「行かっつ（行くな）」が出ている。現在は廃語であるとして、明治期の古老は「この地ではななを去って、ただつとだけで、『遊びに行かっつ（行くな）』とも言った。」とある。また、青木千代吉(1976)にも北信（下水内郡）の「行カット（行く勿れ）」が引用されている^(注10)。『県史』（p169）には北信出身の足立惣蔵氏の証言として「ナナエカット」等の紹介があり、「イカット」などはその「ナナ」の省略形だとする。この「ツ」は前述の「ナナシット」の「ツ」と同様、意思形「ズ」の変化形と見られる。

諏訪地方の「〜チョ」形式の使用状況について、牛山初男(1982)によって詳細を見ると、「シチョ」を使用した経験があるという古老（明治生まれ）からの回答は、県境の富士見町周辺に色濃く存在し、原村や茅野市方面にも点在している。また、その古老の直系祖母たち（江戸末期生れ）の使用語の中には、「ナナ〜」形式に混じって、「ナナ」を伴わない「シチョ」（上記⑤形式）が含まれている。記憶に基づく間接的な調査結果ではあるが、下記のごとく、甲州側の江戸末期の資料に「〜チョバ」形式が見られることから、時期的にも注目される事例と言える。

この「〜チョ」形式は今のところ諏訪地方限定となっているが、他の地域ではどうなのであろうか。因みに、山梨に接する東信地域南部（南佐久郡）ではこの形式は使われていないようである^(注11)。従って、諏訪地方に関心が注がれるわけであるが、馬瀬良雄(2003)によると、甲州境に分布する「チョ」は山梨側の「チョ」の諏訪地方への侵攻だとされる。

以上、劣勢ではあるが、「ナナ」を伴わない禁止表現の「〜チョ」や「〜ット」形式に触れ、また、「〜ツツォー」や「〜ソ」という言い方についても指摘した。

2-3. 山梨方言の「チョ」について

2-3-1. 「チョ」の分布と使用状況

山梨県の「チョ」は形態面では活用語の連用形に付くことや用法面から勘案して、やはり「ナ〜ソ」の系列の言葉と考えられる^(注12)。専ら西部方言域（国中地方）を中心に今でも活発に使われており、図4がその分布図である。

実は、この図は山梨県方言の仮定表現に関する諸形式を地図化したものの一コマである。目的は「チョ」（禁止表現）に助詞「バ」を付けて「〜チョバ」という仮定表現形式を示すことにあつたが、本来の用法である禁止の「チョ」も併用しているので、合わせて観察できるように作成したものである。

「〜チョバ」については後述するとして、この図では蝶形記号（黒と白抜き）の全てが「チョ」を使用することを示す。被調査者は明治末から大正5年頃までに生まれたネイティブで、調査は1990年度に実施した。

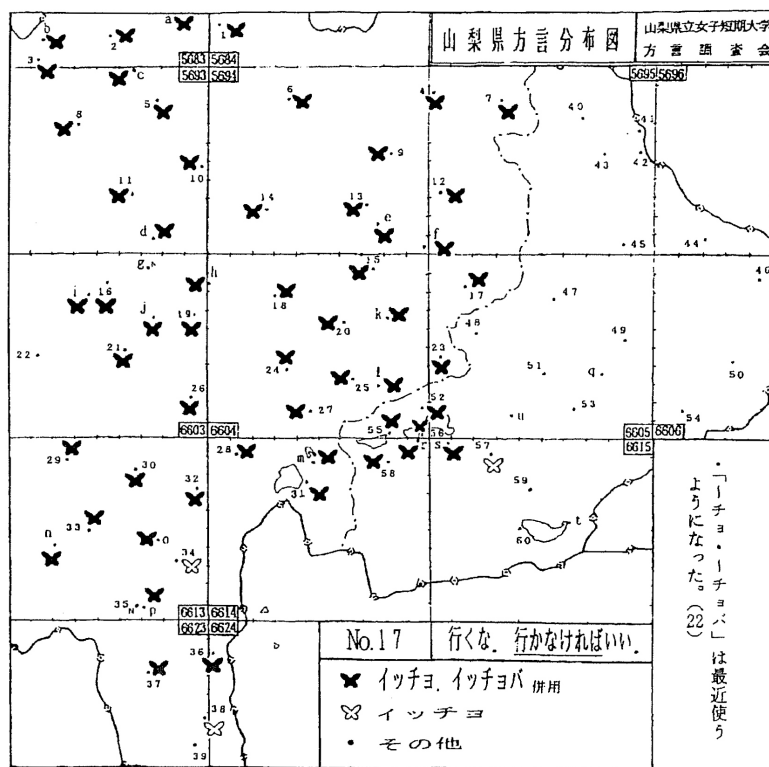


図 4 山梨方言の禁止表現「～著」の分布図（秋山洋一ほか [1991] による）

分布は、「チョ」形式がナヤシ方言領域の西部方言域（国中地方）に集中的に分布していることが確認できる。なお、「その他」の中には「～ナ」が含まれる。

東部方言域（郡内地方）の「チョ」は、西部方言域（国中地方）の東八代地区に隣接する富士北麓の河口湖周辺（大石・勝山・小海・船津・長浜）と西湖周辺（西湖・鳴沢）および富士吉田市^{おおあすみ}大明見に見られる^(注13)が、これらは当該地域の方言に関する諸文献（地方誌や方言集）の記述とも一致する。なお、都留文科大学方言学研究会（1966）の郡内地方の分布地図（禁止表現）ではこれらの他に都留市西部の1地点が使用となっている。

分布図の傍注の『一チョ・一チョバ』は最近使うようになった（地点番号22）」とあるのは早川町奈良田での回答である。奈良田方言の禁止表現は伝統的に「～ナ」を基本とするが、『奈良田の方言』の文法編には「現在、『チョ』を使う人はいるようだ。」とあり、語彙編には「イツチョ（行くな。言うな）」や「ナッチョ（成るな）」が見えるので、少なくとも昭和30年頃には既に使用されていたことが分る。

そのほか、荻野綱男（2001）の世代別（高・中・若）のアンケート調査によると、郡内地方では僅かではあるが、「行ッチョシ」（禁止）の「使う・聞く」の領域が広がりつつあって、中でも富士吉田市の若年層への広がりが顕著である。また、小林是鋼（1992）にも神奈川県境の旧秋

山村（現上野原市）の方言に「チョ」「チョシ」の記述が見られる。

山梨県以外の分布では、前述のごとく、長野県諏訪地方での使用を確認した（図3参照）が、静岡県側では『静岡県方言辞典』にも「しちよー」（「悪戯をしちよー」）が載る。具体的な地点名はないが、山梨県に接する地域ではなかろうかと思われる。

次に、位相差や語感であるが、基本的に「チョ」自体には、信州の「ナナ～」形式のような優しさとか婦人語とかといったニュアンスはない。優しさや丁寧感を出すには、前述のごとく、後ろに助辞「シ」を付して、「行ッチョシ」などの形式を使う。例えば、深沢 泉(1979)には、「よせっし」「いっちよっし」「しちよっし」の例文を上げ、「女子が使う場合が多い。」(p73)とある。自分の子には「行ッッチョ！」だが、よその子には「行ッッチョシ」とソフトに言うとか、所によっては助詞を付加した「～ッチョヨ(一)」や「～ッチョシネ(一)」もある^(注14)。

なお、昔の甲府の町中には「(行ッ) ッチョンセ(一)」（肯定形は「(行き) ッンセー）」があった(深沢泉[1979])。嘗ての粹な「ンス」系の言葉であるが、現在ではめったに聞かれない。

最近では男女にかかわらず、よく知れた人に対しては「～ッチョ(シ)」が普通で、その場に応じて、「シ」の長短や省略、発声の強弱、助詞の付加などのコンビネーションで調節しているのが実態である。

2-3-2. 「チョ」の特殊な用法 - 「チョバ」と「チョベー」 -

「チョ」はナヤシ方言の禁止表現の中でも特異な語であるが、山梨県には助詞「バ」が付いた「～ッチョバ」や、助動詞「ベー」（意思・勧誘）が付いた「～ッチョベー」という独特な形式が存在する。

例えば、前者は「行ッッチョッバイイニ(～ジャン)。(行かなければいいのに)、後者は「行ッッチョッベーヨ。(行かないことにしようよ)などと使われる。これらの「チョ」は、本来の機能である「禁止」(否定命令)の意味が無くなって、「否定」の意味に特化されている点が共通している。

従って、「～ッチョッバイイニ(～イイジャン)」はフレーズ全体で消極的な否定の働き掛けの表現(「促し」「持ち掛け」「希求」など)となり(秋山洋一他[1991])、また、「～ッチョッベーヨ」は命令の機能は専ら「ベー」が担う形で、全体として「否定の働き掛けの表現」となっている。

分布域は「チョバ」は「チョ」の分布域とほぼ重なっている。一方、「チョベー」の方は南都留郡(東部方言域)の「チョ」の使用域よりもやや南寄り、河口湖南岸(船津周辺)や富士吉田あたりの狭い地域に限られるようである^(注15)。

更に、「チョバ」の分布を細かく見ると、「チョ」は使っても「チョバ」は使わない所が周辺部(No. 34旧身延町帯金、No. 38南部町井出、No. 57富士吉田市大明見)に見られる。「チョ」有ったの「チョバ」であろうから、これは両語形の伝播の遅速の違いが関係しているのではないか

と考えられる。

早川町奈良田でも、現在の古老（女性、1929生）に聞くと、「行ッチョ(シ)」は使うが、「行ッチョバイイ」は使わないというから、やはり同様のことが言える。奈良田の伝統的な言い方は「行カナイバヨイニ(ヨ)」である。

なお、山梨県の仮定表現の特徴の一つに「見ロバ」「出ロバ」「シロバ」など、活用語の命令形と語基を同じくする傾向([-oba]形)があつて、「チョバ」もその一連の言い方と軌を一にするものと考えられる(秋山洋一他[1989. 1990. 1991])。高齢者の分布は図4に類似していて、やはり国中地方が中心で、郡内地方の[-oba]形の分布は河口湖および西湖周辺に集中している。

次に、「チョバ」の用法については、後ろに「～イイ」とか「～ヨカッタ(ト一)」といった評価を表わす語句と結びついて、全体でソフトな働き掛けのモダリティーを成す陳述形式を基本とするが、図4はそれが反映された分布図になっている。

この形式は山梨県の古い資料でも同様に「～チョバイイ(エエ)」の形で出てくる。例えば、明治後期の三田村玄龍(1905)('甲斐方言考'[中の八])には「イ(云)ッテクレチョーバイイニ」(傍線筆者)が、また、江戸末期の『甲州雑話見聞集』(19C中頃か?石川博[1997・1999])には「甲州 ^{かうしう}ことばのまづあらましは…」で始まる「とちりとの歌」(甲州弁都逸風の短い歌)^(注16)の最後に「いな ^{こと}事 いっちょばくれ ちょばゑ」(4ウ)(傍線筆者)が見える。

後者の歌にはゴイス(ございます)やヨマアレル(叱られる)等々の甲州独特の方言が織り込まれており、甲州で創られた歌であることには間違いなからうが、少なくとも江戸末期の甲州で「～チョバ」形式が民衆の間で使用されていたことが知れる。江戸末期の甲州方言関係の緒資料の中でも大変珍しく、歴史的にも貴重な事例と言える。「チョ」有つての「チョバ」であろうから、今後は江戸末期に関心が向けられることになるう。

ところで、最近ではこの「チョバ」の用法自体が徐々に広がりつつあるようで、吉田雅子(2000)によると、中・若年層の会話の中には、「そんねに休んじよば、体に毒ずら。(そんなに休まなければ、体に毒でしょう。)」といった、いわゆる条件表現(仮定条件中心)の用法が観察されるところのこと。また、話脈や場面によっては、その他の用法(確定条件や並列累加)にも使用が及ぶことがあるという。本来この用法には「～ネー(バ)」を始め、「～ナケロバ・～ンケリヤー(キャー)・～ンジャー・～ント」等の形式を用いるところであるが、今後の展開を注視していきたい。

おわりに

以上、甲信地方の禁止表現について、粗削りではあるが、語形の分布や使用状況、及び、地域資料を使つての過去の状況などを中心に、新情報などを盛り込みながら、概略を綴ってみた。見えてきた色々な課題や、具体的使用文例を挙げての意味・用法の検討などがあるが、既に紙

幅も超過しており、それらは別の機会に譲ることとし、今回はこれでひとまず筆を擱くこととする。

注

- (1) 北條氏は、信州北佐久郡出身のK氏から知り得た「ナナ～トヨ（ドヨ）」という言い方を契機に分類し(6種)、「ナナ～チョ」は「ナナ～トヨ」の転じたものとされた。ただ、その時期や山梨側の「～チョ」形式との影響関係などについての言及はない。また、使用地点名の記載がないのが惜まれる。
- (2) 馬瀬氏は北條忠雄(1937)の考え方に賛同しつつ、「～チョ」形式は「ナナ」を欠いた禁止表現だとする(p556)。微妙ではあるが、仮に「ナナ～チョ」の「ナナ」の省略形だとすると、それはいつ頃、また、何処で発生したかに関心が注がれる。
- (3) 上原邦一(1976)には「ナナイクト（行くな）」が載る。東信地域でもこの形式が使用されていたことがわかる。「群馬県奥利根地方でも使う」とある。
- (4) 馬瀬良雄(1977)では、「ナナショセンナ」は「ナナショ」（するな。「ナナ+肯定命令」の形式）に「センナ」（するな）が後接して、意味を補強しようとしたのではないかと解く(②「ナナ～ナ」系)。前者は諏訪に多い「ナナオヤリ・ナナオシ」と同種で、「やがてセンナに吸収される日も間近いと思われる。」とある。
- (5) 『GAJ』第5巻を利用した禁止表現の全国的な地域差については、三井はるみ(2002)にパターン化とその分析が見られる。
- (6) 『文政句帖』の「なゝ掃^{はく}な 終はつ雪はつ雪ぞ」、「なゝ呼^{よび}そ よべばよぶ程 来(こ)ぬ蜚」の句の引用がある。「ナナ～ト」が無いのはあるいは俳句の世界だからであろうか。なお、一茶の出身地の柏原は現信濃町(北信)に当る。
- (7) NHK放送文化研究所(2005)や出野憲司(2013, 2016)など、“後世に残したいことば”と銘打った出版物の中には「ナナ」系列のことばは載っていない。
- (8) 中條修(1982)には「カイツ（書くな）」「ノッヅ／ノンヅ（飲むな）」「キソ（来るな）」などを挙げ、「これは動詞第3形（連用音便形）に接続し、ナで表される禁止と全く同様に使われる。」とある。なお、「ソ」の前に促音や撥音がきても「ソ」が「ト」や「ド」になることはなさそうである。
- (9) 富士見町乙事の三井清エ門氏（昭和3年生）によると、祖母（乙事ネイティブ）だけではなく、その他の年寄り達も性別に関係なく使用していたという。一方で祖母達の「ナナ～」形式使用は覚えがないが、「～チョ」形式はよく使っていたという。

- (10)『下水内の方言』の「ナナ～ト」の項(p266)で、「下水内郡方言調書に『イカット（行く勿れ）』がある。『ナナ行っト』と一脈通うものがある」としている。
- (11)ただ、この地方には勧誘を表わす未然形接続の「～ッチョ」形式がある。『長野県方言辞典』（特別版）には「見らっちょ」（見ましょう。見ようよ）があり、東信地域（南佐久郡・川上村等）の事例が載る。現在でも使用されていて、禁止の「チョ」は使わないという。この「つ」は上記の「ナナシット」（北信）と同様に意思の「ズ」の変化形であろう。東信には「行カッチャネーカー」という勧誘の言い方があるので（『県史』など）、それと関係があるかもしれないが、今は指摘だけに留めておく。
- (12)稲垣正幸・清水茂夫(1983)では、「ちょ」は文語の禁止の終助詞「そ」が変化したものである(p135)が、具体的な経過などについての記述はない（清水氏担当）。
- (13)地点番号は、河口湖周辺では大石(52)・勝山(56)・小海(r)・船津(s)・長浜（番外）、西湖周辺では西湖(55)・鳴沢(58)、富士吉田市では大明見(57)となっている。
- (14)その他、小林是綱(1983)でも旧塩山市中萩原の「行ッチョシ」について、「これは女性語となり、極めて表現が柔らかくなる。」(p11)とある。「～チョシネ（一）」は甲府で、また、「～チョヨ（一）」は在の方で聞かれた（旧塩山市高橋・早川町奈良田・旧仲道町左右口など）。
- (15)旧河口湖町船津の古老（明治末年生、男性）は、自分も使うが、隣の小海でも聞かれるという(1990年調査)。富士吉田市は小俣善熙(2001)記載の「一しちょべーよ（～しないことにしようよ）」ほかの事例に基づく。
- (16)「とっちりとん節」は文献によると、主に文化・文政年間に流行した俗曲で、その後全国に広まったものであるが、三味線の旋律の一部が「とっちりとん」（口三味線）で終了することからの命名とされる。（『近世日本風俗辞典』『日本国語大辞典』）

引用文献

- ・東條 操(1954)：『日本方言学』吉川弘文館。
- ・馬瀬良雄(1992)：『長野県史 方言編』長野県史刊行会。1992. 3。
- ・『長野県方言辞典』特別版：馬瀬良雄編。信濃毎日新聞社。2013. 10。
- ・稲垣正幸・清水茂夫(1983)：『講座方言学6－中部地方の方言－』所収の「山梨県の方言」。国書刊行会。1983. 1。
- ・岩波泰明(1978)：『諏訪の方言』岡谷日日新聞社。1978. 1。「ななかまっと」（決してかまっても下さるなの意）が載る。
- ・牛山初男(1982)：「長野県旧諏訪郡下における「なな一と（ど）」などの分布とその使用の盛

衰について」(信濃史学会『信濃』34巻2号。1982.2)。分布図中に「ななしと」とそのバリエーションが、「昔使った」とか「母、祖屋、同年輩から聞いた」の形で諏訪郡一帯に見られる。

- ・青木千代吉(1976):『下水内の方言』飯水教育会(飯山市)刊。1976.5。
- ・『信州佐久方言集成』:上原邦一編。佐久郡教育会郡志郷土研究会刊。1966.12。
- ・北條忠雄(1937):「方言語法に関する管見及び考察(二)」(『方言』第7巻5号。1937.6)
- ・『信州上田附近方言集』:上田中学校國漢科編。国書刊行会。1932。
- ・上原邦一(1976):『東信濃方言集』。国書刊行会。1976.7。
- ・大橋敦夫(2015):「明治五年『方言の記録』(在、白馬村)の検討」(上田女子短大総合文化研究所所報『學海』1。2015.3)
- ・馬瀬良雄(1984):『大町市史』第5巻〈民俗・観光〉。同編纂委員会編。1984.7。
- ・佐伯隆治(1936):『信州方言と古語』(『方言』第6巻9号。1936.3)。提示されている用例の型は③類と④類(「ナナおいでなすって」「ナナおかまいなすって」「ナナやれ」「ナナよ」)だけで、①類と⑤類はない。
- ・馬瀬良雄(1971):『信州の方言』(第一法規。1971.)
- ・馬瀬良雄(1980):『上伊那の方言』(上伊那郡誌編纂会。1980.1)
- ・『長野県下伊那郡方言調査書』:同調査委員会編。伊那広報社刊。1903(明治36)年。
- ・方言文法全国地図(GAJ)』第5巻:国立国語研究所編。2002.6(1977-1982調査)。
- ・青木千代吉(1948):『信州方言読本 語法編』(信濃教育会編。1948.10)
- ・三井はるみ(2002):「働きかけの表現の地域差へのアプローチー禁止表現を例としてー」(『日本語学』21巻11号。明治書院。2002.9)
- ・中条 修(1983):『講座方言学6 中部地方の方言』(国書刊行会。1983.1)
- ・中条 修(1982):『静岡方言の研究』(吉見書店。1982.2)
- ・NHK 放送文化研究所(2005):『NHK21世紀に残したいふるさと日本のことば3 中部地方』(NHK 放送文化研究所監修。2005.3)
- ・出野憲司(2013・2016):『残したい方言したい方言 信州のことばアラカルト』(2013.7)。『残したい方言Ⅱ 暮らしに息づく信州のことば』(2016.3)。信濃毎日新聞社刊。
- ・足立惣蔵(1978):『信州方言辞典』(遠兵パブリコ刊。1978.1)
- ・「南佐久方言集(二)」:信濃教育会佐久郡会編。雑誌『方言』第1巻4号所収。1931.12。なお、『日本国語大辞典』(小学館)にも引用あり。
- ・馬瀬良雄(2003):『信州のことば 21世紀への文化遺産』(p231)。信濃毎日新聞社。2003.6。
- ・都留文科大学方言学研究会(1966):「国中・郡内方言の境界線について」(『国文学論考』3号。都留文科大学国語国文学会。1996.12)

- ・『奈良田の方言』：稲垣正幸・清水茂夫・深澤正志編。山梨民俗の会発行。1957. 8。
- ・荻野綱男(2001)：『山梨県方言の変化に関する社会言語学的研究』。1996-1999年度、14の重点地域の世代別〈高・中・若〉アンケート調査報告。2001. 3。
- ・小林是綱(1992)：『秋山村誌』(秋山村教育委員会編。1992. 5)所収の方言解説(p1451)。
- ・『静岡縣方言辞典』：『静岡縣方言辞典 附音韻法口語法』静岡縣師範學校・同女子師範學校共編。1910 (明治43)年刊 (国書刊行会の復刊本による)。
- ・深沢 泉(1979)：『増補改訂甲州方言』(甲陽書房刊。1979. 3)
- ・小林是綱(1983)：「塩山市中萩原の方言」の解説 (『山梨県方言緊急調査報告書』所収。山梨県教育委員会編。1983. 3)
- ・秋山洋一他(1989・1990・1991)：「甲府市を中心に見た山梨県方言の仮定表現に関する調査研究—『見ロバ』『出ロバ』などの言い方について—」(上・中・下)(山梨県立女子短期大学紀要第22・23・24号。1989. 3。1990. 3。1991. 3)
- ・小俣善熙(2001)：『いってんべー—吉田っことば—』自家版。2001. 5。
- ・三田村玄龍(1905)：「甲斐方言考」[中の八]。『風俗画報』326号所収。東陽堂。1905. 10。
- ・『甲州雑話見聞集』：写本1冊(8行×39枚)。山梨県立博物館所蔵。山梨県立図書館には写真版(マイクロ)が有る。なお、石川博(1997)に翻刻・紹介がある。石川博(1999)の解説では、成立は天保14年後数年の間(19C中頃)、作者は甲府の山手勤番士ではないか、また、文体は会話文中心であることから、滑稽本の体裁を狙ったものかとされる。その会話文中にも甲州方言が所々に見受けられる。
- ・石川 博(1997. 1999)：『山梨ことばの会会報』10号(1997. 4)。同11号(1999. 12)〈『甲州雑話見聞集』をめぐって〉。
- ・吉田雅子(2000)：「山梨方言における助辞チョによる表現—禁止表現・仮定表現との関わり—」(『20世紀フィールド言語学の軌跡』『徳川宗賢先生追悼論文集』所収。変異理論研究会。2000. 6)
- ・『近世日本風俗辞典』：江馬務・西岡虎之助・浜田義一郎 編。日本図書センター。2011. 3。
- ・『日本国語大辞典』：同第二版。小学館。2001. 9。

[付記]

本考は2017年3月4日、2016年度上田女子短期大学総合文化学科の公開講座「外から見た信州方言」の中の「山梨方言から見た信州方言」というテーマでの講演内容の一部を基に、若干の加筆を施したものであります。また、資料の収集に際し、国立国語研究所、山梨県立図書館、飯田市立図書館等にお世話になった。記して謝意を表します。

なお、筆者の都合で原稿の完成が遅れ、大橋敦夫教授を始め、編集当局に大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。